

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっています。こうした観点から、国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として、今後、21世紀に向けてその果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれるところであり、労働力人口の減少が予測される中、建設従事者の雇用・労働条件の改善を図り、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠となっています。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで、労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設従事者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取組みが求められています。

このような観点から、建設生産システム合理化推進協議会は、別紙のとおり法律に1年先立ち、平成4年4月から4週6休制を実施すべく申し合わせを行ったところであります。

つきましては建設業行政のご理解、ご協力を是非ともお願い致したいと考えますので、本申し合わせの趣旨にご理解をいただき、下記の事項について特段のご高配を賜われますようお願いいたします

記

1. 建設業界全体における足並みを揃えた労働時間短縮を推進するため、本申し合わせ等を踏まえ、官民一体となったキャンペーン等を通じ、建設業界への浸透が図れるよう御配慮願いたい。また、公共発注者、民間発注者、設計者等に対して、本申し合わせ事項等の趣旨徹底方御配慮願いたい。
2. 第2次構造改善推進プログラムに基づいて、雇用労働条件の改善、生産性の向上、建設生産システムの合理化推進等に係る各般の事業の積極的展開について御配慮願いたい。特に生産性・生産効率の向上等を図るため、業界側の自助努力と併せて、悪天候対策の推進、新技術・新工法の開発・導入、技術者・技能者の施工能力の向上等に対する支援の一層の充実、強化について御配慮願いたい。